

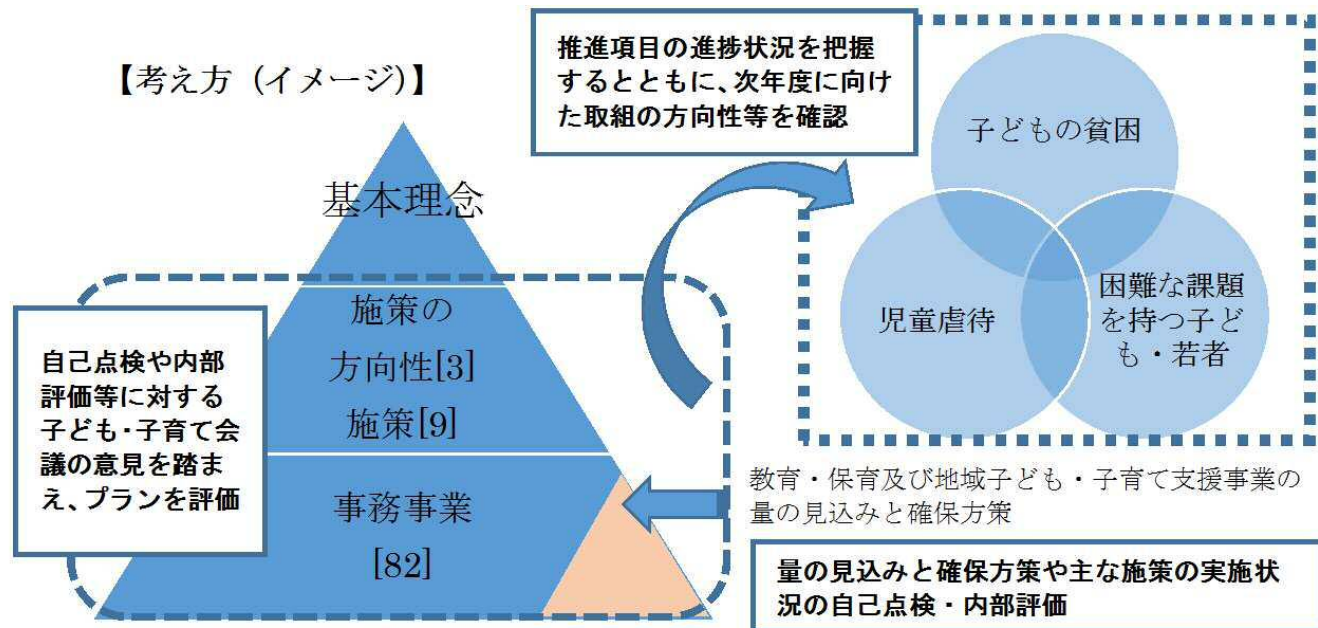
1. プランの進行管理の考え方

「子ども・若者の未来応援プラン」は、平成30年度から平成33（令和3）年度までを計画期間として策定しており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性・9つの施策と82の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、「川崎市総合計画 第2期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する82の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素などを踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

合わせて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況等について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示します。また、プランに位置づけた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。



※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府告示第159号 平成26年7月2日告示）」抜粋
 市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。
 評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

2. 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 事業の貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A.貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B.やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B.やや貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A.貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C.貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
C	貢献の度合いが薄い	

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合(計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

3. 点検・評価の結果(82事務事業の評価を踏まえた9つの施策ごとの評価について)

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

(1) 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

<p>事務事業 施策を構成する</p>	<p>■子どもの権利施策推進事業、男女平等推進事業、地域子育て支援事業等 7事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」6事業、「4 目標を下回った」1事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」6事業、「B やや貢献している」1事業</p> <p>今後の事業の方向性：「Ⅰ 現状のまま継続」2事業、「Ⅱ 改善しながら継続」4事業 「Ⅲ 事業規模拡大」1事業</p>
<p>総合的な評価</p>	<p>■男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民が協働し、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組については、女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした認証制度「かわさき☆えるぼし認証企業」として、19企業を新たに認証し、昨年度の認証企業と合わせて43企業となりました。</p> <p>■地域における子育て支援の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域子育て支援センターの利用人数が目標を下回りました。一方で、成果指標である「地域子育て支援センター利用者の満足度」は目標を達成しました。また、ふれあい子育てサポート事業については、子育てヘルパー会員の登録が伸びずマッチングの成立が困難だったため利用人数は目標を下回りましたが、ヘルパー会員募集及び利用促進のため、広報強化に取り組み、昨年度より利用人数は増加しました。 など</p>
<p>会議の意見・評価 子ども・子育て</p>	<p>■男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組については、「働く場における男女共同参画の推進」に向けて、事業内容のさらなる周知等、広報・広聴の強化を図り、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す取組を進めていくことを望みます。</p> <p>■地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポート事業について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、安心して参加いただける新しい参加のスタイル等の工夫をしながら、引き続き、事業内容の充実と利用促進に向けた広報・広聴の強化を図り、地域における子育て支援が推進されることを望みます。 など</p>
<p>今後の取組</p>	<p>■「第4期川崎市男女平等推進行動計画」に基づき、「働く場における男女共同参画の推進」に向けて、企業の取組を促進するための施策を平成30年度に創設しましたが、今後も、認証制度のさらなる周知や認証企業のPRなどの広報等を行いながら、引き続き、認証企業の増加に向けた取組を進めていきます。</p> <p>■地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポートセンターについては、引き続き広報の強化を行い、利用促進に取り組みます。今後も引き続き運営団体と連携しながら、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進するため、様々な手法を検討しながら取り組んでいきます。 など</p>

(2) 施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

<p>事務事業 施策を構成する</p>	<p>■妊婦・乳幼児健康診査事業、こども文化センター運営事業等 9事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」8事業、「4 目標を下回った」1事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」8事業、「B やや貢献している」1事業</p> <p>今後の事業の方向性：「Ⅰ 現状のまま継続」1事業、「Ⅱ 改善しながら継続」8事業</p>
<p>総合的な評価</p>	<p>■こども文化センターにおいては、高齢者施設、地域団体等との連携による多世代交流事業を実施するなど、地域で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくり、多様な主体が連携する仕組みづくりを推進しました。</p> <p>■わくわくプラザ事業については、約半数の児童が登録しており、本市の全ての小学生の放課後の居場所として大きな役割を果たしています。学校の長期休業日等における平日朝の開設時間の延長やメール配信サービスの実施など、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。 など</p>
<p>会議の意見・評価 子ども・子育て</p>	<p>■こども文化センターについては、多様な主体が連携する仕組みづくりの推進が図られたことを評価します。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新たな時代に対応した質の高い基準を設けて、安全・安心な多世代交流の実施を検討するとともに、引き続き、地域における子育て支援及び青少年健全育成の拠点として、多世代交流の推進のための連携が進められることを望みます。また、中高生の利用促進に向けて、より一層の取組が進められることを望みます。</p> <p>■わくわくプラザについては、開設時間の延長やメール配信サービスの実施を評価するとともに、引き続き、利用者のニーズに合わせて、サービスの充実に向けた取組の推進が図られることを望みます。 など</p>
<p>今後の取組</p>	<p>■こども文化センターについては、引き続き、中高生の利用促進等、青少年の健全育成事業を実施するとともに、今後は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、3密状態の回避などを始め、各利用室の利用方法や各行事の実施方法を工夫しながら、乳幼児を持つ親子、小学生、中学生から高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支えあうことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。</p> <p>■わくわくプラザについては、全ての小学校を対象に放課後を安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めます。 など</p>

(3) 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

<p>事務事業 施策を構成する</p>	<p>■地域等による学校運営への参加促進事業、地域における教育活動の推進事業等 7事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」6事業、「4 目標を下回った」1事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」4事業、「B やや貢献している」3事業</p> <p>今後の事業の方向性：「Ⅰ 現状のまま継続」2事業、「Ⅱ 改善しながら継続」5事業</p>
-------------------------	--

総合的な評価	<p>■教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施及び育成指標に基づく研修の実施については、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座95回、その他の必修研修を26講座79回、希望研修を53講座96回実施しました。また策定した教員育成指標に基づく研修計画を作成し、ライフステージ研修等の内容等について見直しを図りました。また一部の研修でeラーニングの実施や実施回数を削減する等、教職員の多忙化に配慮しながら研修の質の転換を図りました。</p> <p>■地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、地域や学校の実情に応じて拡充（平成30年度末47か所⇒令和元年度末55か所）するとともに、翌年度の更なる開講に向けて準備を進めました。また、地域の寺子屋推進フォーラムの開催や、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施、寺子屋の意義をより多くの方へ周知するための意見交流などを行い、多世代交流型の学びの場の取組を推進しました。 など</p>
会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■様々な研修機会を活用した教職員の資質・指導力の向上については、教職員の多忙化に配慮しながら、指導力の向上を目指した研修の実施及び育成指標に基づく研修が行われたことや研修制度の見直しを図られたことを評価します。引き続き、学校全体の教育力向上のため、研修の改善等による学校支援を推進していくことを望みます。</p> <p>■「地域の寺子屋事業」について、55か所に拡充したことを評価するとともに、今後も拡充に向け、実際に寺子屋事業を実施している方にその良さを伝えていただくなど、寺子屋の意義の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新たな時代に対応した質の高い基準を設けて、安全を担保しつつ事業を推進していくことを望みます。 など</p>
今後の取組	<p>■様々な研修機会を活用した教職員の資質・指導力の向上については、来年度も、引き続き教員育成指標に基づき、研修計画の見直しを図るとともに、研修の内容や方法を改善しながら学校支援を推進し、自ら学び続ける教員としての資質・能力の向上を図ります。</p> <p>■地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」については、全小中学校への寺子屋の拡充を目指して、感染症対策を実施しながら、引き続き事業を推進するとともに、寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、フォーラムの開催など、広報活動に取り組みます。 など</p>

(4) 施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

施策を構成する 事務事業	<p>■住宅政策推進事業、魅力的な公園整備事業、防犯対策事業等 8事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」8事業 施策への貢献度：「A 貢献している」7事業、「B やや貢献している」1事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」4事業、「II 改善しながら継続」4事業</p>
総合的な評価	<p>■子育て世帯の市内定住促進については、子育てしやすい住環境等の実現に向けて、川崎市すまい・いかすプロジェクトを立ち上げ、住宅ストックの活用・世代間循環の促進に取り組みました。また、「子育て等あんしんマンション認定制度」については、手続きの簡素化により支援を受けられるマンションを拡大し、子育て施策等に関する情報提供の充実等、ソフト支援を拡充するため、既存の「マンション管理組合登録制度」と統合・再編しました。</p> <p>■老朽化の進んだ公園については、バリアフリー化や特色ある公園づくりに向けた再整備を実施するとともに、安全・安心に利用できるよう、施設管理用カメラを設置しました。 など</p>

会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。</p> <p>■良好で快適な地域の環境づくりに向けた、身近な公園の適切な維持・管理については、子ども・若者が公園を安全に利用できるよう、老朽化の進んだ公園について、再整備を進めるとともに、引き続き、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めていくことを望みます。 など</p>
今後の取組	<p>■子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、社会状況の変化や市場の動向を踏まえながら、住宅基本計画に基づき、住宅政策審議会及び専門部会において、より専門的に調査審議を実施するなど、計画に位置付けた施策を推進していきます。</p> <p>■良好で快適な地域の環境づくりに向けた、身近な公園の適切な維持・管理については、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組は必要不可欠な事業であることから、継続的に事業を推進し、公園の魅力の向上を図っていきます。 など</p>

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

(5) 施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

施策を構成する 事務事業	<p>■待機児童対策事業、認可保育所整備事業、民間保育所運営事業等 8事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」7事業、「4 目標を下回った」1事業 施策への貢献度：「A 貢献している」8事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」1事業、「II 改善しながら継続」5事業 「III 事業規模拡大」2事業</p>
総合的な評価	<p>■共働き世帯の増加等に伴い、高まり続ける保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。</p> <p>■保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など、区役所における利用者支援を充実させるとともに、横浜市との協定に基づき、保育施設の相互利用の促進を図りました。 など</p>
会議の意見・評価 子ども・子育て	<p>■保育所の新規整備や、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可等による定員枠の拡充、また、幼稚園における一時預かり事業や川崎認定保育園などの認可外保育施設の活用により、高まる保育ニーズへの対応が進んだことを評価するとともに、引き続き、保育所の新規整備にあたっては、事業者選定において様々な工夫により安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。</p> <p>■保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、引き続き、区役所における平日夜間や土曜日の相談窓口の開設、認可外施設の空き情報の提供などによる、利用者支援の充実が図られたことを評価します。引き続き、これまでの取組で蓄積された経験等を全市的に共有しながら実施され、更なる市民サービスの向上を図ることを望みます。 など</p>

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(7) 施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

<p>事務事業</p> <p>施策を構成する</p>	<p>■児童虐待防止対策事業、ひとり親家庭の生活支援事業、子ども・若者支援推進事業等 11 事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」11 事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」8 事業、「B やや貢献している」3 事業</p> <p>今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」3 事業、「II 改善しながら継続」6 事業、「III 事業規模拡大」2 事業</p>
<p>総合的な評価</p>	<p>■児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、児童相談所における法的対応の強化を図るため、弁護士の常勤化を図りました。また、警察との情報共有の仕組充実等、関係機関との連携強化を進めました。また、「要保護児童対策地域協議会」を各区で開催し、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が、連携した対応に努め、適切な支援の実施に取り組みました。</p> <p>■「子供の貧困対策推進法」改正や「子供の貧困対策に関する大綱」改定に伴う本市の状況把握を行ったほか、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、普及啓発を目的とした研修の実施や、相互連携に向けた庁内関係部署等との横断的な調整を行いました。</p>
<p>会議の意見・評価</p> <p>子ども・子育て</p>	<p>■児童虐待防止に向け、「要保護児童対策地域協議会」の開催などにより、関係機関、団体の連携した対応が継続されることを望みます。また、児童相談所で行う各種相談・援助業務等は、複雑・困難な家庭環境等に関するものが多くあることから、引き続き、適切な支援により子ども達の生命・身体等を守り、関係機関との連携を図りながら、地域で子ども達が健やかに生活することができるよう、支援を推進していくことを望みます。</p> <p>■女性相談の件数やひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数、児童家庭支援センターにおける地域・家庭からの相談件数が目標を上回ったことについて評価します。子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中、子ども・若者をめぐる問題は複雑かつ深刻化していることから、引き続き、普及啓発に向けた研修や庁内関係部署等との横断的な取組を推進していくことを望みます。</p>
<p>今後の取組</p>	<p>■「要保護児童対策地域協議会」を引き続き開催し、適切な支援の実施に向け、関係機関、団体の連携した対応の継続に努めます。また、子どもや家庭への支援の充実を図るため、児童福祉法改正により定められた義務研修を初め、各種研修等の実施による職員の資質向上の取組をより充実し、適切な相談・援助活動の実施を推進していきます。</p> <p>■今後も事業の位置付け等の整理や見直しを検討しながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策についての施策を推進します。</p>

(8) 施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

今後の取組

- 今後も保育ニーズの高まりが見込まれる中、引き続き、認可外保育施設の認可化移行のほか、新たな保育所整備にあたっては、過去相談があった物件に関して再度関係事業者に対するヒアリングの実施や公募受付期間前から市ホームページで公募地域等を事業者宛て事前に周知するなど、更なる応募数増につながる取組を実施するとともに、財務状況や保育内容を慎重に見極めながら、事業者選定を行い、保育受入枠の確保に取り組みます。また、増加する保育ニーズの受け皿として、幼稚園における一時預かり事業の拡充や川崎認定保育園などの認可外保育施設への支援に継続して取り組みます。
- 引き続き、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設など、区役所における利用者支援を充実させるとともに、横浜市との協定に基づき、保育施設の相互利用の促進を進めます。

(6) 施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。

また、すべての子どもがいきいきと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

<p>事務事業</p> <p>施策を構成する</p>	<p>■きめ細やかな指導推進事業、学校教育活動支援事業、学校安全推進事業等 17 事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」17 事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」8 事業、「B やや貢献している」9 事業</p> <p>今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」3 事業、「II 改善しながら継続」11 事業、「III 事業規模拡大」3 事業</p>
<p>総合的な評価</p>	<p>■きめ細やかな指導推進のため、小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施については、研究協力校6校において、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。また、「きめ細やかな指導 実践編」冊子を活用するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配布しました。(小学校114校、中学校52校)</p> <p>■スクールガード・リーダーを20名配置するとともに地域交通安全員を98カ所に配置することにより、登下校時の交通事故など、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を実施しました。また、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険か所の改善を行いました。</p>
<p>会議の意見・評価</p> <p>子ども・子育て</p>	<p>■「きめ細やかな指導 実践編」冊子を活用し、教師向け指導力向上の映像教材を作成したことを評価します。今後は、教材を更に活かしながら、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を充実し、子どもたちの学力を育成するために、引き続き、多様な子どもたちの学習状況に対応した取組を推進することを望みます。</p> <p>■スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の配置、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を行ったことを評価します。引き続き、子どもたちの安全を確保するため、学校の教育活動を通じた取組を進めていくことを望みます。</p>
<p>今後の取組</p>	<p>■習熟の程度に応じた指導については、各学校の実態に応じた指導や、各学校の実態に応じた指導を充実させるため、今年度の研究を踏まえながらさらに実践的な研究を推進します。また、「きめ細やかな指導 実践編」については、教育向けの指導力向上の映像教材を活用し、さらなる指導の充実を図ります。</p> <p>■引き続き、スクールガード・リーダー及び地域交通安全員を配置するとともに、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。近年の通学路における安全確保に対する社会的要請を踏まえ、取組の強化について検討します。</p>

<p>事務事業 施策を構成する</p>	<p>■生活保護自立支援対策事業、雇用労働対策・就業支援事業等 11事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」10事業、「4 目標を下回った」1事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」8事業、「B やや貢献している」3事業</p> <p>今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」2事業、「II 改善しながら継続」8事業</p> <p>「III 事業規模拡大」1事業</p>
<p>総合的な評価</p>	<p>■生活保護自立支援対策事業については、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業を1か所拡充し、市内13か所で実施しました。また、支援対象をこれまでの中学生から小学5・6年生に拡大し、小学生に対する支援を市内7か所で実施しました。生活保護業務については、安定した居住を確保するため、不安定な住居に住んでいる被保護者に対し転居支援(268人)を行うとともに、自立支援相談員事業等の各種就労支援事業(634世帯)を行いました。</p> <p>■雇用労働対策・就業支援事業については、「キャリアサポートかわさき」における就職決定が502人、「コネクションズかわさき」における進路決定が152人でした。また、相談窓口2か所を常設するとともに、街頭労働相談会を市内5か所で実施しました。 など</p>
<p>会議の意見・評価 子ども・子育て</p>	<p>■生活保護自立支援対策事業について、学習支援事業の新規拡充や、支援対象を中学生から小学5・6年生に拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の拡充に向けた取組を望みます。また、生活保護業務について、転居支援及び自立支援相談員等の各種就労支援事業が行われたことを評価します。引き続き、最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた支援を実施されることを望みます。</p> <p>■雇用労働対策・就業支援事業について、「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数も目標値を上回ったことを評価するとともに、引き続き、雇用情勢や雇用課題に応じて工夫・改善を図りながら、若年無業者等への求職者への就業支援が推進されることを望みます。 など</p>
<p>今後の取組</p>	<p>■生活保護自立支援対策事業については、事業に対するニーズが今後も高い状態で推移することが想定されるため、国の施策や補助金などの動向を踏まえながら、更なる事業の充実に向けて取り組みます。また、生活保護業務については、国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進します。</p> <p>■雇用労働対策・就業支援事業については、雇用情勢や雇用課題に応じて、事業展開や実施手法等について工夫・改善等を図りながら、地域経済団体や学校、その他関係機関との連携を強化し、若年無業者等への求職者への総合的な就業支援を推進していきます。 など</p>

(9) 施策9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

<p>事務事業 施策を構成する</p>	<p>■障害者日常生活支援事業等 4事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」4事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」2事業、「B やや貢献している」2事業</p> <p>今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」3事業、「II 改善しながら継続」1事業</p>
<p>総合的な評価</p>	<p>■障害者の日常生活支援事業については、グループホームの新規設置や地域における支援体制の確保等により、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を一定程度行いました。また、精神科病院からの地域移行につきましては、一定数の移行がなされました。</p>

<p>総合的な評価</p>	<p>■地域療育センターにおいては、平成29年度に発生したコンプライアンスに反する事例や死亡事故を踏まえ、事業の改善や適正化を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。 など</p>
<p>会議の意見・評価 子ども・子育て</p>	<p>■障害者の日常生活支援事業については、地域における支援体制の確保等により障害児の受入れ体制を拡充したことを評価します。また、精神障害者への地域移行支援については、精神科病院から地域に適切な移行を図ったことも評価します。引き続き、両事業を実施し、地域生活の支援体制の整備が進められていくことを望みます。</p> <p>■地域療育センターにおいて、保育所や幼稚園、学校等への訪問、及び技術支援等を実施したことを評価します。引き続き、民間の活力を活かしながら、適切な運営を行い、障害児福祉施策に貢献していくことを望みます。 など</p>
<p>今後の取組</p>	<p>■障害者の日常生活支援事業及び精神障害者への地域移行支援については、市の方針に沿った支援のあり方を見直ししながら、引き続き、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を行っていきます。</p> <p>■引き続き、地域支援、関係機関の調整機能強化に取組み、4か所の地域療育センターにおける専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。 など</p>

4. 点検・評価の結果(個別課題における推進項目の進捗状況及び今後の方向性)

3つの課題「子どもの貧困対策の推進」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者」における推進項目について、進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示しました。

(1) 子どもの貧困対策の推進

● 施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

ひとり親世帯への支援については、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな取組を含めた各施策を効果的に実施していきます。

児童養護施設等入所児童への支援については、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、児童養護施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施するとともに、自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。

生活保護受給世帯への支援については、生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。また、生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生に対し、市内14か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施します。 など

● 施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みの構築に向け、種々の施策に取り組みました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

多世代交流などを通じた地域づくりの推進については、令和2年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

学校を中心とした地域づくりの推進については、全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。

地域の主体的な活動の促進については、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付するとともに、地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、引き続き検討を進めます。

●施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進しました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

相談・支援機関の支援の充実については、子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。また、各区役所地域みまもり支援センターと3児童相談所の連携強化を図ることで、地域における個別支援の充実を推進します。

●施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

母子保健の推進については、母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援ができるよう推進するとともに、出産・育児を支援するため、週末の開催回数を拡充して、引き続き両親学級等を開催します。また、産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進するほか、乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。

保育・幼児教育の推進については、多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進し、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の促進を図ります。

など

(2)児童家庭支援・児童虐待対策の推進

●施策の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の社会資源の有効活用や、子育て関連情報の発信に、継続して取り組みます。

●施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

施策の方向性2 次年度以降の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組みます。

●施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

●施策の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。また、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをつなぐ「児童相談システム」の運用及びカスタマイズにより、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

●施策の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

国の新プランでは令和4年度までに、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。専門的な研修を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、当該分野における人材育成を進めます。

●施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、子育て短期支援事業や里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

施策の方向性6 次年度以降の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、令和2年2月に策定した川崎市社会的養育推進計画に基づき、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

●施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

施策の方向性7 次年度以降の方向性

地域に向けた普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を進めるにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

(3)困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

●施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けた取組を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

子ども・若者の居場所の充実を図るため、こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。

●施策の方向性2 地域の見守り体制の強化

地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図りました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

地域の見守り体制の強化に向けて、青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。

●施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主的な防犯活動が充実され、犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組みました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

安全・安心な地域環境を整備するため、安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、関係各所との情報共有や連携を推進し、地域の防犯意識の向上に向け、防犯力を高める取組を推進します。

●施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関等が、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進するとともに、家庭・地域と連携した情報モラル教育を推進しました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発を推進するため、川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。

●施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援が実施できるよう、多職種連携による情報共有及び組織的な対応強化を図るとともに、スーパーバイザーを活用した支援の充実等により、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議の充実を図りました。

施策の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

専門的支援ネットワークの構築にあたり、各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。

●施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の体制を強化するとともに、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区みまもり支援センターとの連携強化に取り組むとともに、非行防止や犯罪被害防止に向け、児童相談所や教育委員会、警察等が連携し、ネットワークの強化に取り組みました。

施策の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性

専門的な児童支援の充実・強化に向けて、児童相談所と各区みまもり支援センターにおいて、ICTを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。